

2018年2月1日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

タイ経由第三国向け越境貨物に関するご案内【輸出】

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、タイ税関から、タイ経由第三国向け越境貨物に対する新規制の通達がございましたので、下記にご案内申し上げます。

敬具

記

新規制内容： タイ経由でカンボジア・ミャンマー・ラオスへ陸上輸送される越境貨物(FCL・LCL)に対して以下の条件が義務付けられます。

- ① 荷揚港へ直接寄港する本船への積載
- ② 税関への越境申請は荷揚港でのみ可能
- ③ バージ輸送で荷揚げされた貨物の越境申請は不可
- ④ 内陸 ICD に輸送された貨物の内陸 ICD での越境申請は不可

当該国向けの LCL 貨物に関しては、弊社ではタイ経由のサービスはございませんが、お客様の手配によるタイ経由の越境輸送をされる場合は、必ず弊社 Laem Chabang 向けサービスにブッキングいただきますようお願い申し上げます。

弊社 Bangkok 向け混載サービスでは Laem Chabang からのバージ輸送となり、Bangkok での越境申請は認められません。該当貨物が Bangkok 向け混載コンテナに積載されますと、コンテナが Laem Chabang で留め置かれることとなり、遅延や超過費用発生の原因となる可能性がございますので、お客様におきましては、ご協力の程宜しく申し上げます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	名古屋支店	TEL : 052-232-7730
東京支店	TEL : 03-3276-7317	神戸支店	TEL : 078-332-0040
横浜支店	TEL : 045-226-2051	福岡営業所	TEL : 092-436-4480